



協力医療機関に関する協定書

吉見病院 介護医療院（以下「甲」という。）と吉見病院（以下「乙」という。）は、甲が設置運営する介護医療院と乙との間において、下記のとおり協力医療機関に関する協定を締結する。

記

（協力医療機関）

第一条 乙を、甲が設置運営する吉見病院 介護医療院（以下「事業所」という。）の協力医療機関と定め、事業所の利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、甲が乙に連絡をとり、これに対して乙は迅速に適切な対応をとるものとする。

二 甲及び乙は双方協議の上、協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。

- (1) 甲の入所者の病状が急変した場合等において、乙は乙の医師または看護職員が甲からの相談に対応する体制を常時確保する。
- (2) 甲から診療の求めがあった場合において、乙は診療を行う体制を常時確保する。
- (3) 甲の入所者の病状が急変した場合等において、甲の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院について、乙は原則として受入れる体制を確保する。
- (4) 甲は1年に1回以上、乙との間で入所者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、乙の名称等について、甲の指定を行った自治体に提出するものとする。
- (5) 入所者が乙に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、甲は速やかに再び入所できるように努めることとする。

（協定期間）

第二条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

二 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第三条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

以上

この協定した証として、本書面を通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年4月1日

甲) 住 所 富山県滑川市清水町3番25号

事業所名 吉見病院 介護医療院

代表者氏名 病院長 林 則秀



乙) 住 所 富山県滑川市清水町3番

医療機関名 医療法人社団 秀林会 吉見病院

代表者氏名 理事長 林 義則

